

石川県離島航路維持対策費補助金交付要綱

新交第 630 号
平成 7年 3月 28日
新交第 624 号 改正
平成 23年 4月 1日
新交第 1466号 改正
平成 28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 知事は、離島航路事業の維持改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の民生の安定と向上に資するため、予算の範囲内において離島航路事業者に対し、離島航路維持対策費補助金（以下「航路補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「離島航路」とは、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第2条に定める離島航路のうち、石川県内を運航するものをいう。
2 この要綱において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」（以下「事業者」という。）とは、離島航路事業を営む者をいう。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、航路補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業者)

第4条 航路補助金の交付の対象となる者は、航路補助金の交付を受けようとする会計年度において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号他）第35条の規定により、経営する離島航路に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）について国土交通大臣の認定を受けている者であって、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間に欠損が見込まれる者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、航路損益計算書による純損失額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は次に定める方法により査定した純損失額の5分の4以内の額とする。

ただし、離島航路整備法に基づく国庫補助金の交付を受ける場合は、その額を純損失額から差し引くものとする。

- (1) 費目の計上方法が石川県離島航路損益計算書作成要領に適合していないときは、これに適合させる。
- (2) 海上運送法第8条第1項の規定により、あらかじめ国土交通大臣に届け出た運賃又は料金を下回る運賃又は料金による収入があったときは、届け出た運賃又は料金による収入があったものとする。
- (3) 次に掲げる費用は、これを費用として認めない。
 - ア 貨物弁金
 - イ 役員退職金、役員賞与その他これに類する支出
 - ウ 法人税法第37条（寄付金の損金不算入）の規定により損金と認められる範囲外の寄付金及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認めることのできない寄付金
 - エ 租税特別措置法第61条の4（交際費の損金不算入）の規定により損金として認められる範囲外の交際費及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認めることのできない交際費

（補助金の交付申請）

第7条 航路補助金の交付の申請をしようとする者は、離島航路維持対策費補助金交付申請書（様式1号）に次の書類を添付して、航路補助金の交付を受けようとする会計年度の**3月25日**までに知事に提出しなければならない。

- (1) 航路損益見込計算書（別紙第1）
- (2) 科目別分担率見込一覧表（別紙第2）
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第35条の規定により国土交通大臣の認定を受けた当該航路に係る直近の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）の写し
- (4) 定款、直近の貸借対照表、営業報告書、損益計算書及び利益金処分に関する書類又はこれらに相当するもの
- (5) 当該航路に関する帳簿組織一覧表
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告及び額の確定）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、離島航路維持対策費補助金実績報告書（様式2号）に次の書類を添付して、事業完了後速やかに、知事に提出しなければならない。

- (1) 航路損益実績計算書（別紙第3）
- (2) 科目別分担率実績一覧表（別紙第4）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査の上、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(帳簿等の保管)

第10条 補助事業者は、帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 知事は必要と認めるときは、補助事業者に対し、経営改善等に必要な指導、助言を行うことができる。

附 則

1. この要綱は、平成6年度に交付すべき補助金から適用する。
2. 平成6年度における第5条に定める離島補助航路の指定及び第8条に定める航路損益計算書の提出並びに平成7年度における第5条に定める離島補助航路の指定については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。